

青森県後期高齢者医療広域連合職員の寒冷地手当に関する規則

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規則第十二号)

改正 平成二十八年三月二十九日規則第三号

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十五号)第十九条及び第三十一条の規定に基づき、寒冷地手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第十九条第一項の規則で定める職員)

第二条 条例第十九条第一項の規則で定める職員は、同項に規定する基準日(以下第五条及び第六条において「基準日」という。)の属する月の初日から末日までの期間の全日数にわたって次に掲げる職員のいずれかに該当することとなる職員とする。

一 刑事休職者(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条第二項第二号の規定に該当して休職にされている職員をいう。)

二 無給休職者(法第二十八条第二項第一号又は青森県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第七号)第二条第二号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

三 停職者(法第二十九条第一項の規定により停職にされている職員をいう。)

四 育児休業職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定により育児休業をしている職員をいう。)

(世帯主である職員)

第三条 条例第十九条第二項の世帯主である職員とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げる

ものをいう。

- 一 扶養親族（条例第九条第二項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者
- 二 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者

（扶養親族のある職員に含まない職員）

第四条 条例第十九条第二項の規則で定めるものは、条例第十三条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員であつて、職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が二以上ある場合にあつては、すべての当該住居）と国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）別表に掲げる地域（以下第七条第一項において「寒冷地」という。）の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの（次項及び第七条第一項第二号において「最短距離」という。）が六十キロメートル以上であるものとする。

2 条例第十九条第二項のこれに準ずるものとして広域連合長が定めるものは、条例第十三条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員以外の職員であつて扶養親族と同居していないものうち、最短距離が六十キロメートル以上であるものとする。

（日割計算による支給）

第五条 条例第十九条第三項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 基準日において次に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員（条例第十九条第一項に規定する支給対象職員をいう。以下この項及び次条において同じ。）が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、次に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となつた場合

イ 条例第二十六条第二項、第三項又は第八項の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員

ロ 第二条各号に掲げる職員

二 基準日において前号イ又はロに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同号イ又はロに掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となつた場合

三 基準日において第一号イ又はロに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準

日の属する月の末日までの間に、他の同号イ又はロに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

四 基準日において第一号イに掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、条例第二十六条第二項、第三項又は第八項の規定による割合が変更された場合

2 前項の場合における条例第十九条第三項の規則で定める額は、同条第二項の規定による額を前項各号に掲げる場合に該当した月の現日数から青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十一号）第三条第一項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。

（支給日等）

第六条 寒冷地手当は、基準日の属する月の条例第六条の規則で定める日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 基準日から支給日の前日までの間において離職し、又は死亡した支給対象職員には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

3 基準日から引き続いて第二条各号に掲げる職員のいずれかに該当している支給対象職員が、支給日後に復職等をした場合には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

（確認）

第七条 広域連合長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員の扶養親族の住居の所在地及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を確認するものとする。

一 職員の扶養親族の住居の所在地が寒冷地でない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該職員が扶養親族と同居していること。

二 職員の扶養親族の住居の所在地が寒冷地でない場合であつて、当該職員が扶養親族と同居していないとき。 最短距離が六十キロメートル未満であること。

2 広域連合長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養親族の住居の所在地等を証明するに足る書類の提出を求めるものとする。

(雑則)

第八条 この規則の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年規則第三号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。